

令和7年度「退学願」の出願手続き等について

1. 「退学願」の出願手続き

(1) 全て黒のボールペンで記入してください。(鉛筆不可)

※日付欄は、書類の提出日を記入してください。

(2) 本人氏名欄と保証人氏名欄は、各々の方が自署・捺印（各々の印鑑）してください。

※シャチハタ印は不可です。

(3) クラス担任の署名・捺印が必要です。

※クラス担任の面談を受けた上で、署名・捺印をもらってください。

(4) 奨学金受給者および留学生は各担当部所の捺印が必要です。

※奨学金受給者 → 学生部厚生課（1号館3階） 留学生 → 国際交流センター（中央会館2階）

(5) 提出先：教務課学籍窓口（1号館1階）

※提出時に、「学生証」を返却してください。

(6) 提出期限

No.	区 分	提 出 期 限	備 考
1	令和7年4月末退学	令和7年4月21日（月）	左記提出期限を過ぎた場合は、当該学期の修学費等を納付しなければ、退学できません。なお、修学費等が納付されない場合は、「退学」ではなく納付金未納等による「除籍」となります。
2	令和7年9月末退学	令和7年9月22日（月）	
3	令和8年3月末退学	令和8年3月18日（水）	左記提出期限を過ぎた場合[令和8年3月19日～4月20日(予定)]は、令和8年4月30日退学となります。
4	上記以外の各月	各月の月末（2月は除く）	※2月提出分は3月末退学の取扱いとなります。

(注) 当該年度に合格した授業科目の単位認定は、「退学願」の提出日より異なります。

①前学期完結科目：9月1日以降の出願者に対し認定

②通 年 科 目：2月1日以降の出願者に対し認定

③後学期完結科目：通年科目と同様

※問い合わせ先：教務部教務課 学籍係（Tel 092-673-5675・092-673-5504）

2. 奨学金について [学生部厚生課（1号館3階）]

(1) 高等教育の修学支援新制度（授業料減免・日本学生支援機構給付奨学金）の利用者

重要な確認事項等がありますので、出願前に必ず厚生課（1号館3階）に申し出てください。

(2) 日本学生支援機構貸与奨学金の奨学生

退学する時は、貸与の継続を辞退するための「異動願(届)」を同機構に提出する必要があります。

退学願の提出期限までに、厚生課（1号館3階）窓口で手続きを行ってください。

手続きが遅れた場合は、奨学金の振込超過が発生し、返金手続きが必要となりますので、ご注意ください。

(3) 本学独自の給付奨学金の奨学生

（経済支援・中村治四郎・成績優秀者・上野拓記念・遠隔地学生予約型・外国人留学生・同窓会楠風会など）

退学する場合は、規程に基づき奨学金の給付が廃止されます。その場合、既に給付した奨学金の返還を求める場合があります。各奨学金で確認事項がありますので、厚生課（1号館3階）に申し出てください。

(4) その他（国・地方自治体・民間団体などの奨学生）

制度により必要となる手続きがあります。出願前に厚生課（外国人留学生は国際交流センター）で確認してください。